

東金プ健発第198号
令和8年3月27日

事業主様

東京都金属プレス工業健康保険組合
理事長 岡本太郎
(公印省略)

令和8年4月からの被扶養者の認定方法について

時下、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素より、当健康保険組合の事業運営につきまして格段のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省通知（令和7年10月1日付保保発1001号第3号）に基づき、令和8年4月1日からの被扶養者の認定について、時給・労働時間・日数・交通費等の記載のある労働条件通知書等を用いて確認することになりました。そのため被扶養者（異動）届に添付いただく「被保険者と扶養関係現況書」を変更いたしましたので、新様式と「労働契約内容による年間収入の判定フロー」を同封いたします。

また、厚生労働省より別添1のQ&Aが示されましたので同封いたします。ご参照ください。

ご不明な点がございましたら当健康保険組合 業務課までお問合せください。

〒130-8553

東京都墨田区両国4-30-7

東京都金属プレス工業健康保険組合

業務課

03-3634-5151（代表）